



DISCLOSURE 2019

ディスクロージャー誌

JSF Trust and Banking



日証金信託銀行

目 次

□ ごあいさつ	1
□ 日証金信託銀行の概要	2
□ 経営理念等	4
□ 主要な業務の内容	5
□ 内部管理態勢	13
□ 自己資本政策	22
□ リスク管理の体制	24
□ 報酬等に関する事項	32
□ 事業の概況	34
□ データ編	

□ ごあいさつ

皆様には、平素より日証金信託銀行株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、証券界への貢献を旨とする日本証券金融株式会社の全額出資により 1998 年 11 月に設立され、お蔭をもちまして、昨年節目の 20 周年を迎えました。創業以来、長きに亘って皆様から賜りましたご支援に厚く御礼を申し上げます。

当社は、金融インフラにかかる金融商品取引業者や投資家の皆様のニーズに的確に対応していくことを目標とし、信託業務を根幹に据え、これを銀行業務が補完する形で事業を展開しています。現行中期経営計画（2017～2019 年度）2 年目の今決算期におきましては、期末の信託財産残高は 2 兆 1,251 億円となり、経常利益、当期純利益はそれぞれ 6 億 13 百万円、5 億 38 百万円となりました。また、国内基準に基づく自己資本比率は 79.28%となりました。

信託業務につきましては、顧客資産保全信託、ABL 信託（金銭信託）、有価証券信託の 3 分野を中心に質の高いサービスの提供に努め、粗利益は 7 年連続でピークを更新しました。今後とも、取引基盤を強化し、不動産特定共同事業や暗号資産等の新たな分野を含め、当社信託商品の拡充に努めていきたいと考えています。

銀行業務につきましては、引続き適切なリスク管理を行い、当社の経営体力や市場環境を踏まえ、日証金グループの一員にふさわしい形で金融仲介機能を発揮してまいります。

また、銀行として求められる社会的責任を深く自覚し、コンプライアンス、顧客保護等の管理態勢の充実に万全を期す所存です。

皆様には、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2019 年 7 月

日証金信託銀行株式会社
取締役社長 織立 敏博



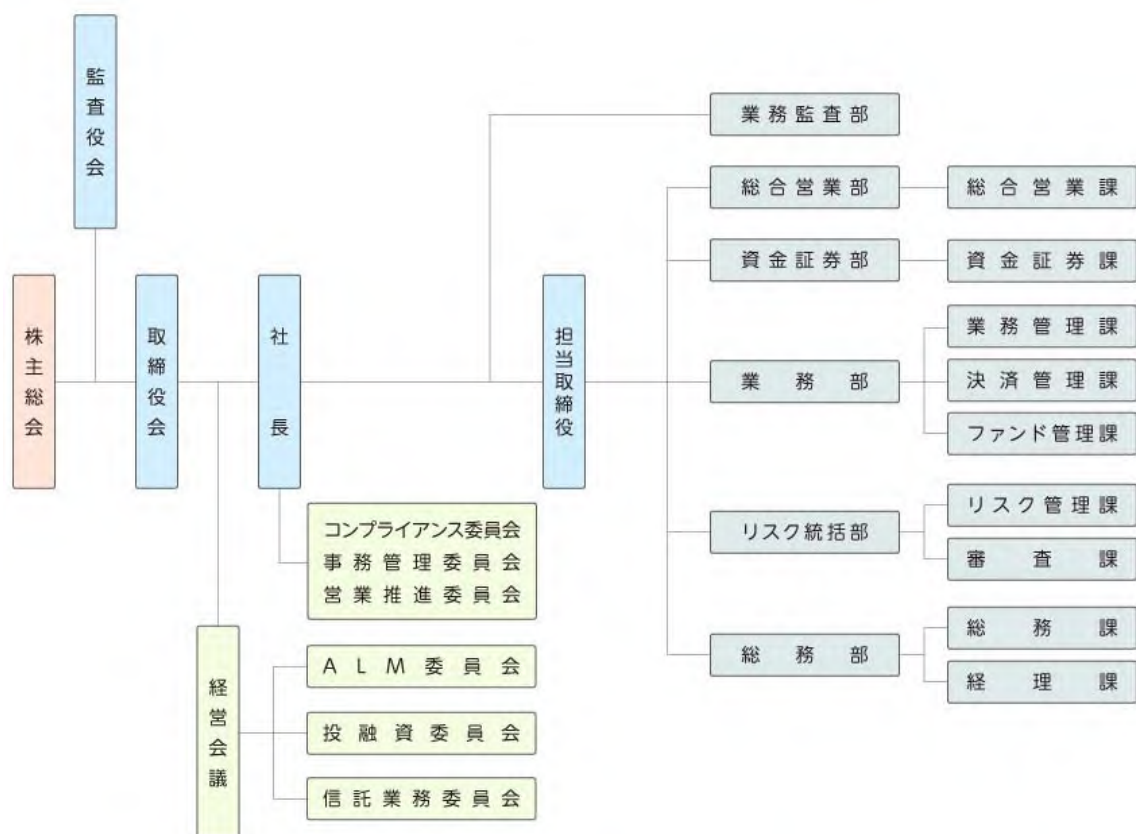
■ 日証金信託銀行の概要

名 称	日証金信託銀行株式会社 JSF Trust and Banking Co., Ltd.
設 立	1998（平成 10）年 11 月 17 日
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号
T E L	03-5642-3070（代表）
F A X	03-5642-3063
U R L	https://www.jsftb.co.jp/
資本金	140 億円
発行済株式数	40 万株
株 主	日本証券金融株式会社（保有割合：100%）
役 員	取締役社長（代表）織立敏博 専務取締役（代表）石出俊彦 常務取締役 村澤輝郎 取 締 役 佐藤 亘 常勤監査役 高取禎一 監 査 役 飯田 晃 監 査 役 山本 茂
会計監査人	東陽監査法人 (2019 年 7 月 1 日現在)

■ 経営の組織

当社は、以下の組織図のとおり、株主総会を最高の意思決定機関とし 6 部署による業務の運営・遂行および相互牽制を行う体制となっております。

組織図 (2019 年 7 月 1 日現在)



■ 経営理念等

■ 経営理念

当社は、経営理念として以下の4点を掲げ、これらを達成するために、適正な業務運営を確保するとともに内部統制の構築を進めてまいります。

1. 良質な金融・信託サービスを提供し、お客さまから信頼される信託銀行となることを目指す。
2. 信託銀行としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、法令やルールを厳格に遵守するとともに、公明正大で透明性の高い経営の確立を図る。
3. 収益基盤の強化と適切なリスク管理態勢の構築により、健全な業務運営を図る。
4. 日証金グループの信託銀行として、グループ各社との連携を強化し、証券市場の発展に貢献する。

■ 経営方針

当社は、証券市場の発展に貢献することを使命とする日証金グループの一員として、証券会社等の業務インフラを支えるために設立された信託銀行であるという理念に照らし、大手他行の行わないきめ細かな顧客ニーズに応じたサービスを提供しながら、以下の業務を中心としたビジネスモデルの確立を目指してまいります。

1. 証券業界向けの商品・サービス提供を中心に信託業務に注力し、その拡充を図ってまいります。
2. 銀行業務については、証券会社向け貸出をはじめとした商品・サービスを取り扱い、経営体力に見合った適切な銀行機能を発揮してまいります。
3. 日証金グループとして総合的な金融サービスを提供することにより、証券・金融市場の健全な発展に寄与できるよう努めてまいります。

■ 主要な業務の内容

当社は、日証金グループの信託銀行としての金融・証券業務に関するノウハウを十分に活かしつつ、質の高いサービスを提供することを目指しております。

当社の主要な業務内容は以下のとおりです。

■ 信託業務

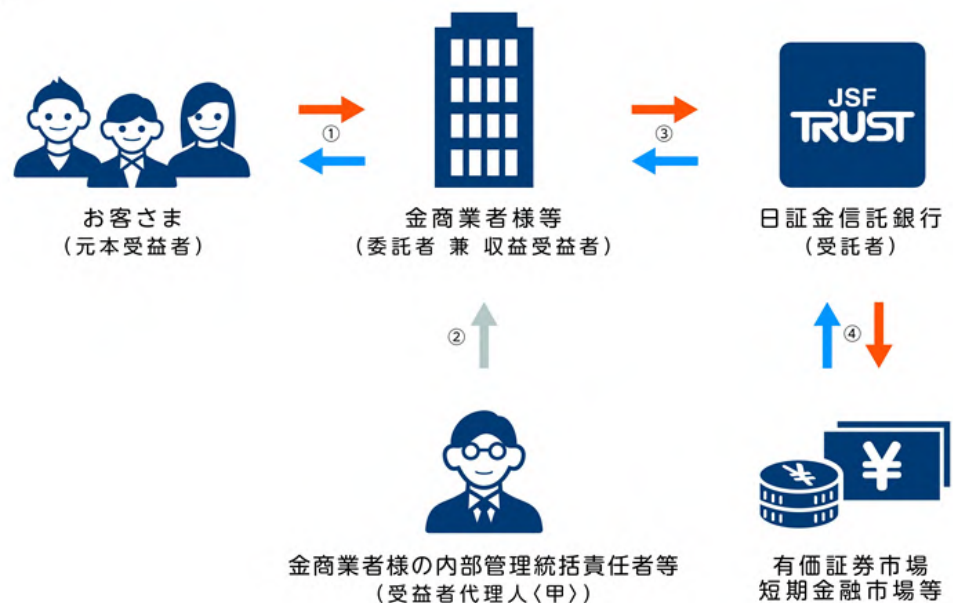
1. 顧客資産保全信託

金融商品取引業者様等

顧客分別金信託	証券 CFD/海外証券先物証拠金信託
外為証拠金信託	商品 CFD/海外商品先物証拠金信託
不動産特定共同事業出資金保全信託	クラウドファンディング払込金保全信託

金融商品取引法、商品先物取引法、不動産特定共同事業法（不特法）などの定めにより、金融商品取引業者様、商品先物取引業者様、不動産特定共同事業者様等（証券会社、FX 業者、商品先物業者、電子申込型電子募集取扱業務を行うクラウドファンディング業者、電子取引業務を行う不動産クラウドファンディング業者などを指し、以下「金商業者等」といいます。）は、有価証券関連業や FX 取引などの店頭デリバティブ、その他法令で定められた取引に関連して、個人投資家や事業参加者等のお客さまから預託された金銭等につき、自己の固有財産と分別して管理するため、信託銀行等に信託することが義務付けられております。

スキーム例



- (1) お客さまは株取引や FX 取引等を行う際、金商業者等に証拠金等を含む金銭を預託、もしくは引出します。

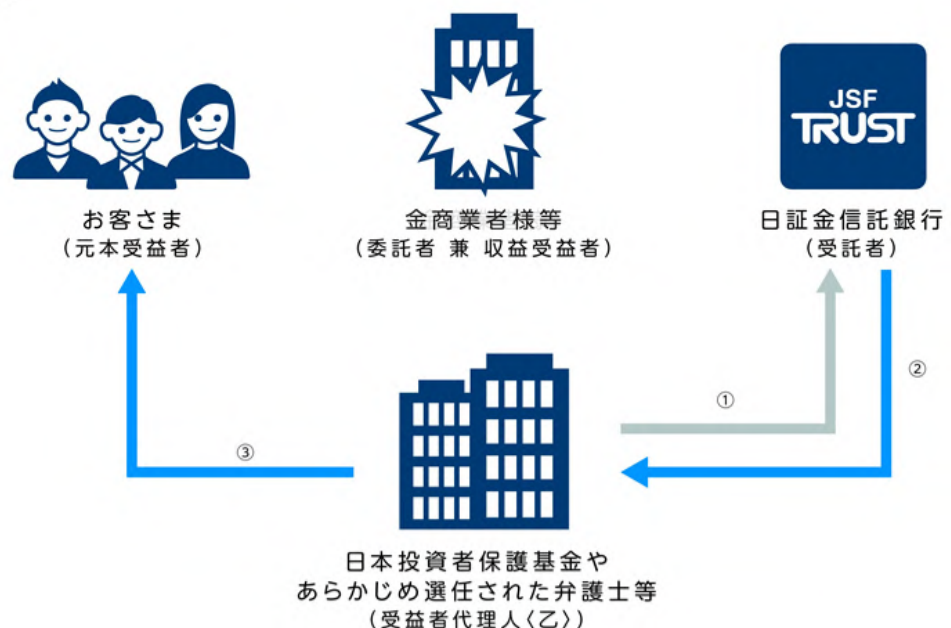
主要な業務の内容

- (2) 上記信託では、すべてのお客さま（元本受益者）を代理する者として、2名の『受益者代理人』が設置されます。そのうち、金商業者等の内部管理統括責任者等（受益者代理人<甲>）は、平常時において、日々の信託金額の照合や信託状況の監督を行います。
- (3) 関係法令や信託契約で定められた基準日（差替計算基準日）において信託財産が信託保全すべき金額に不足した場合、金商業者等は信託金の追加を行います。一方、信託財産が信託保全すべき金額を上回っている場合は、金商業者等は受益者代理人<甲>の承認を得て、信託財産の引き出しを行うことができます。
- (4) 信託財産については、関係法令および信託契約に定められた範囲・方法で運用を行います。運用によって得られる収益は、委託者兼収益受益者である金商業者等に帰属します。

元本受益権行使事由に該当した場合

- (1) 金商業者等が元本受益権行使事由に該当した場合、受益者代理人<乙>は当該事由によって顧客資産保護に問題が生じるかどうかを慎重に判断します。
問題が生じると判断した場合、信託財産にかかる受益者代理人<甲>の権限は受益者代理人<乙>に移行し、金商業者等は自由に信託財産を引き出すことができなくなります。
- (2) 元本受益権の行使にあたり、受益者代理人<乙>は各お客さまに返還すべき金額を計算し、当社に指図を行います。当社はこの指図に基づき、受益者代理人<乙>に対して信託財産を払い出します。
- (3) 受益者代理人<乙>はすべての元本受益者（元本受益権行使時において金商業者等に債権をもっているお客さま）に対し、資産の返還を行います。顧客資産返還後に残った信託財産は金商業者等に帰属します。

スキーム例

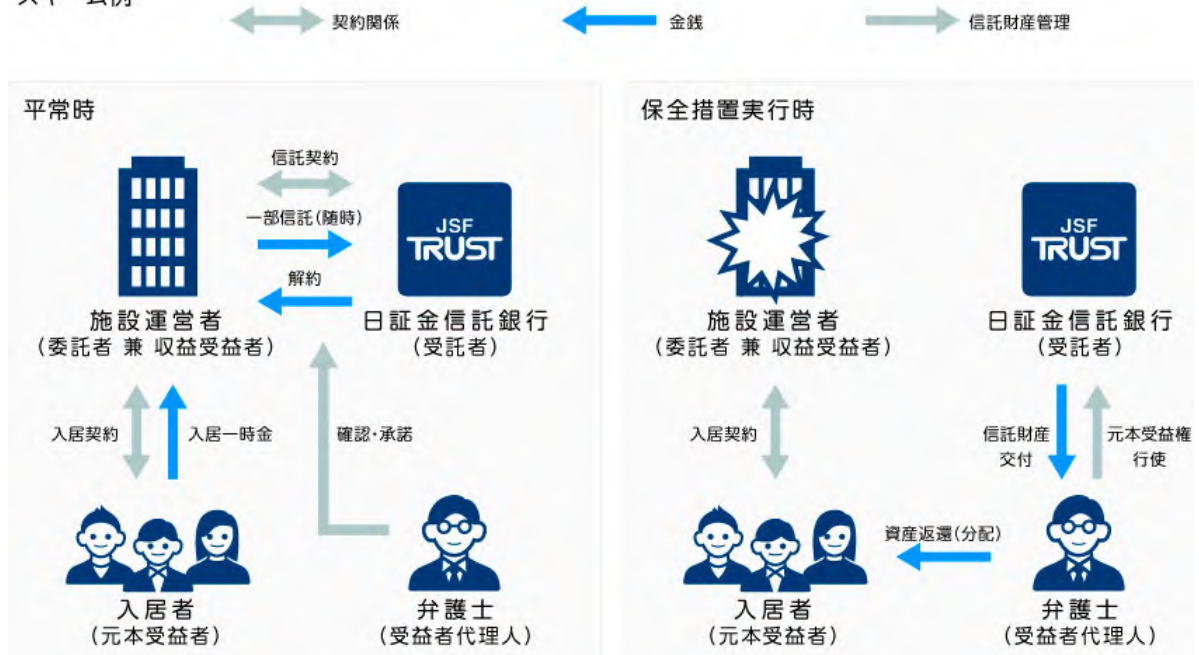


高齢者向け住宅事業者様等

入居一時金保全信託

老人福祉法に基づき施設の運営等を行う事業者様は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居（グループホーム）や有料老人ホームへの入居予定者から一括して受領した家賃その他前払金等につき、信託銀行等において自己の固有財産と分別して管理することが義務付けられております。

スキーム例



その他の事業者様

履行保証金信託

発行保証金信託

そのほか、資金決済法に基づく資金移動業者様の履行保証金、前払式支払手段発行者様の発行保証金など、様々な法律に基づく顧客資産の分別管理について、多くのお客さまにご利用いただいております。

2. ABL 信託

ABL 信託（金銭信託）

証券会社・銀行等がアレンジャーとなり、機関投資家向けの投資商品として ABL（アセット・バック・ローン）を組成するにあたり、当社は SPC（特別目的会社）に類似した機能を信託により提供しております。

ABL（アセット・バック・ローン）とは、日本国債など元利金支払の確実性が高い債券から生じるキャッシュ・フローに、金利スワップやオプション、CDS などデリバティブの価値を加えることで利回りを高め、これをローン形式にして機関投資家の投資ニーズに応えるものです。

当社は、受託者兼ローン借入人兼デリバティブ取引の当事者として、各スキーム参加者と取引を約定し、信託財産となる有価証券や金銭、デリバティブ取引およびローン契約の管理を行います。



有価証券リパッケージ信託（有価証券信託）

有価証券リパッケージ信託とは、デリバティブが内包されたユーロ円債等の有価証券を金利スワップ等の価値を加えるなどして国内設定の信託受益権方式に変換し、機関投資家の投資ニーズに応えるものです。

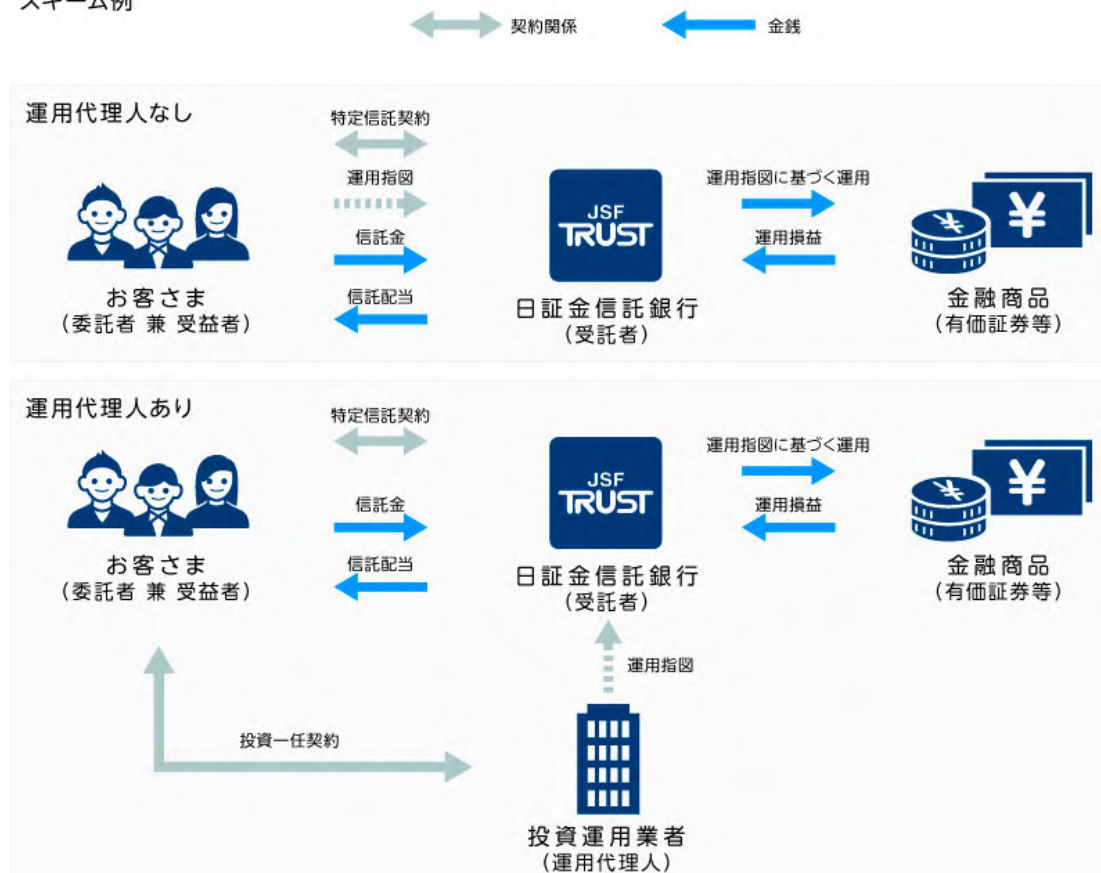
当社は、受託者として各スキーム参加者と取引を約定し、信託財産となる有価証券や金銭、デリバティブ取引の管理を行います。

3. 運用指図型金銭信託

お客さまの運用指図に従って、信託財産としてお預かりした金銭を株式・債券、PE ファンド、私募 REIT その他の金融商品で運用いたします。お客さまが自ら運用指図を行う仕組みのほか、投資顧問会社などの投資運用業者が代理人として運用指図を行う仕組みもご利用いただけます。

信託財産の運用にかかる事務・執行手続きのご負担を軽減できるほか、信託財産に属する有価証券とお客さまが保有する有価証券との簿価分離が認められていることから、信託財産を独立したポートフォリオとして管理していただくことができます。

スキーム例



主要な業務の内容

4. 有価証券信託

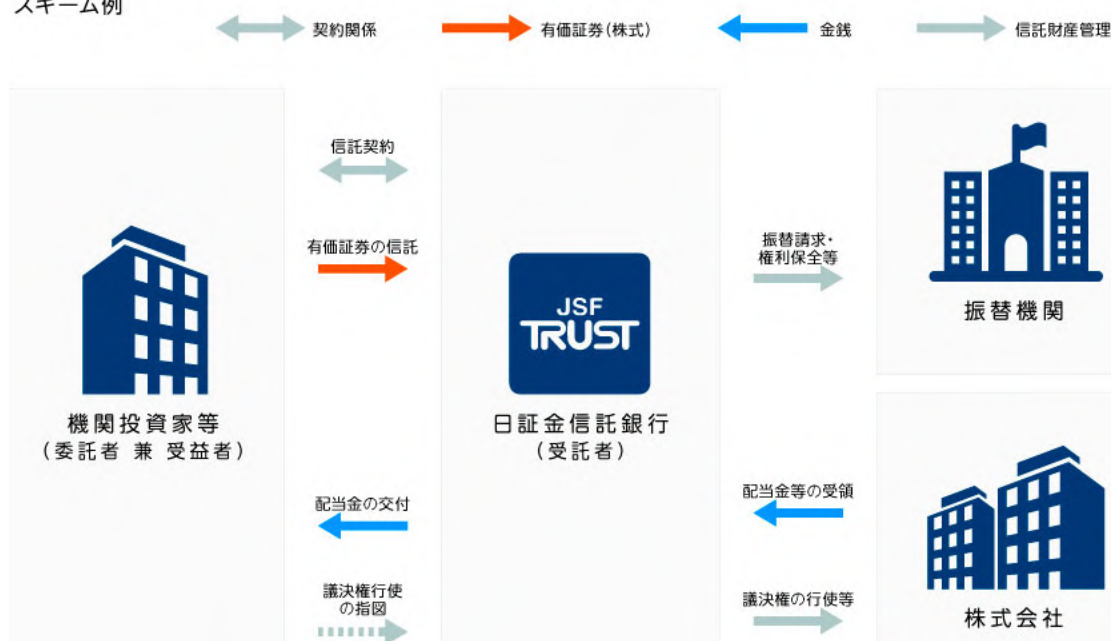
お客さまが所有する有価証券を信託財産としてお預かりいたします。

当社は、その目的（管理または運用等）に応じた信託商品をご用意しております。

有価証券管理信託

機関投資家、大口個人株主（創業者様等）および資産管理会社などのお客さまが所有する有価証券の管理・保管にかかる事務（議決権行使等）の省力化・管理の透明化といった目的でご利用いただいております。

スキーム例

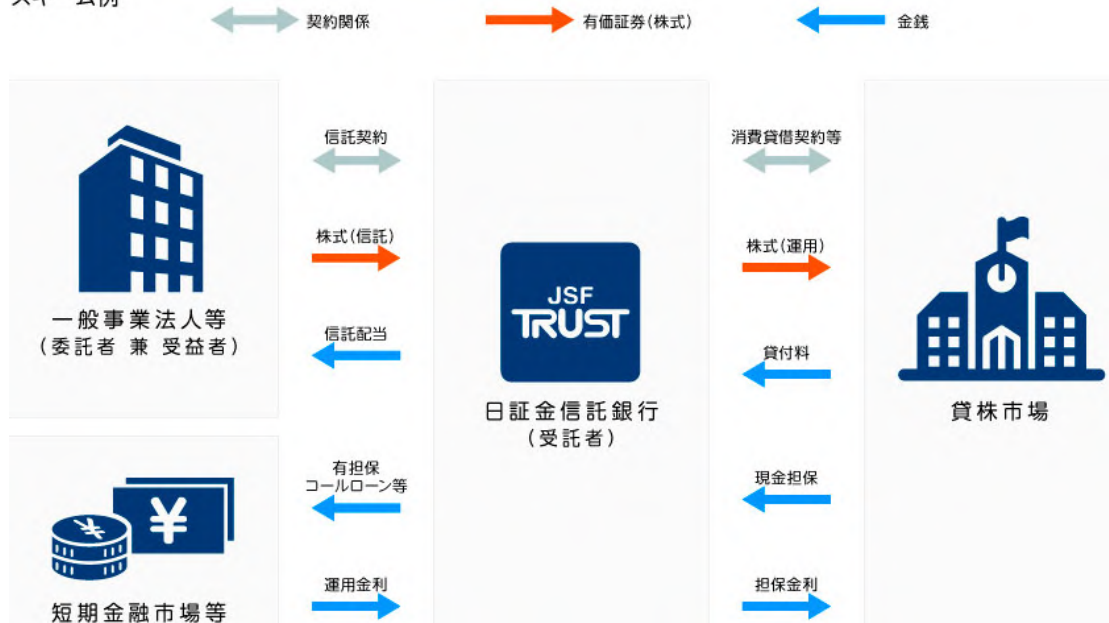


有価証券運用信託

有価証券運用信託とは、信託された有価証券を運用することにより、収益を得ることを目的とする信託で運用執行や決済事務はすべて当社が行います。

お客さまの株式・債券等の保管にかかる事務の省力化、コスト削減およびインサイダー取引の予防ならびに運用（貸株市場・債券貸借市場等）による保有資産の収益力向上を目的としてご利用いただいております。

スキーム例



5. その他

時代の変化や金融技術の高度化に伴い、お客さまが信託に求めるニーズも年々多様化しております。当社は、創業時からご提供しております顧客資産保全信託をはじめ、資産流動化スキームやその他保全信託などのサービスを通じて、金融市場の発展および活性化に広く貢献していきたいと考えております。

当社は、業種にとらわれず幅広いお客さま層を対象とした各種信託商品の開発・組成を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

社内預金引当信託	エスクロー信託
デット・アサンプション信託	債権流動化信託
不動産賃貸借敷金保全信託	

主要な業務の内容

■ 銀行業務

当社は、証券市場の発展に貢献することを使命とする日証金グループの一員として、金融ビジネス事業者様の業務を支援するべく、きめの細かい銀行サービスを提供しております。

お客さまの様々なご要望に対応し、定型商品の提供にとどまらずオリジナル商品の開発により最適なお提案をいたします。

1. 貸出業務

主要な融資先	資金需要の例
証券会社・FX 業者・その他金融商品取引業者	・ 顧客資産保全信託の保全要件に基づき発生する立替資金
不動産投資法人（REIT）	・ 不動産取得に伴う短期のつなぎ資金
投資事業組合（ファンド）	・ 株式等有価証券の買付に伴う短期のつなぎ資金 ・ 為替予約に伴う短期のつなぎ資金

2. 保証業務（支払承諾）

3. 預金業務

普通預金、当座預金、定期預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

4. 振替業務

国債振替決済制度に基づく口座管理

日本銀行出資証券の保護預り（クリアリング決済・名義書換の代行等）

■ 内部管理態勢

■ 経営管理

当社は、効率的な業務運営を実現するため、以下のとおり経営管理体制を構築しております。

1. 取締役会

取締役会は、法令に定める事項、定款に定める事項、業務執行に関する重要な事項を決定するとともに、定期的の実績管理を行うほか、取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月開催しております。

2. 監査役・監査役会

監査役は、取締役会をはじめとする経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務および財産の状況について取締役または使用人から定期的に報告を受けることなどを通じて、取締役の職務執行の適切性・妥当性・効率性を監査しております。

3. 経営会議および各種委員会

業務執行方針および計画ならびに重要な業務の実施等に関して審議・報告する機関として、経営会議、ALM 委員会、投融資委員会、信託業務委員会を設置しております。

そのほか、特定の重要事項を協議・報告する会議体としてコンプライアンス委員会、事務管理委員会、営業推進委員会を設置しております。

■ 内部統制

当社は、「内部統制に関する基本方針」を取締役会決議により策定し、これらに基づき内部統制システムを適切に整備・運用しております。

同方針には、取締役による職務執行の効率性を確保する体制、法令等遵守の管理体制、リスク管理体制、情報の保存・管理体制、また、監査役による監査の実効性を確保する体制や監査役への報告体制等を明示し、内部管理態勢の強化・充実に向け取り組んでおります。

■ 内部監査

当社では、業務執行ラインから独立した業務監査部が、社内における内部管理態勢の適切性・有効性を検証し、被監査部署における内部事務処理等の問題点の発見・検出にとどまらず、内部管理態勢等の評価および検出された問題点の改善方法の提言等を行っております。被監査部署におけるリスクの種類・程度に応じて、深度・頻度に配慮した監査計画を毎年度策定し、実効性のある内部監査を実施しております。

また、内部監査によって発見された指摘事項や改善の提言等の監査結果について、社長および被監査部署の担当役員に報告を行い、さらに被監査部署から提出される対応策およびその進捗状況をフォローアップするなど、内部管理態勢改善の推進を図っております。

■ コンプライアンスに係る基本方針

当社は、法令等遵守を経営における最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンスに係る基本方針」を以下のとおり策定しております。

コンプライアンスに係る基本方針

1. 銀行のもつ重い社会的責任と公共的使命を常に認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。
そのために、役職員それぞれが、信頼の確立にはたゆまない努力と多大な時間を要する一方、信頼の毀損は容易くその回復にはおよそ計り難い困難が伴うことを銘記する。
2. リスク管理の重要性を踏まえつつ、常に創意・工夫を活かした質の高いサービスを提供することにより経済・社会の発展に寄与する。
そのために、絶えず顧客のニーズを積極的かつ的確に把握するよう努めるとともに提供するサービスの内容について説明を尽くす姿勢を堅持する。
3. あらゆる法令やルールをよく理解し遵守することはもとより、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する。
そのために、高い自己規律と組織内の円滑な意思疎通を保ち、透明で適正な意思決定を行う。
4. 適時・適切かつ公正な経営情報等の開示により積極的に社会とのコミュニケーションを図り、深い理解と高い信頼の獲得に努める。
そのために、寄せられた意見は真摯に受け止め、積極的かつ適切に対応することを心掛ける。

■ 利益相反管理方針

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理するため、以下のとおり「利益相反管理方針」を策定し、利益相反管理体制を構築しております。

法令等の遵守

当社は、当社または日証金グループ会社の業務とお客さまの間ならびに当社または日証金グループ会社のお客さま相互間の取引に関し、当社のお客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等および本方針に従い必要な措置を講じ、適切に業務を遂行します。

利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる日証金グループ会社は、以下に掲げる会社です。

- ・ 日本証券金融株式会社

利益相反管理の対象となる取引の特定方法

1. 対象取引

「利益相反」とは、当社または日証金グループ会社とお客さまの間ならびに当社または日証金グループ会社のお客さま相互間の取引において、当社のお客さまの利益が不当に害される状況をいいます。

当社では、こうした利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）について管理します。

2. お客さま

「お客さま」とは、当社が行う銀行法第 13 条の 3 の 2 の「銀行業務」および金融商品取引法第 36 条第 2 項の「金融商品関連業務」に関して、①既に関係のあるお客さま、②当社と取引に関し交渉が行われているなど取引関係に入る可能性があるお客さま、③過去に取引を行ったお客さまのうち現在も法的に過去の取引関係について権限を有しているお客さまをいいます。

3. 類型

ある取引が対象取引に該当するか否かについては、個別具体的な事情により決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当社または日証金グループ会社	お客さまと当社または日証金グループ会社の他のお客さま
利益対立型	お客さまと当社または日証金グループ会社の利害が対立する取引	お客さまと当社または日証金グループ会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社または日証金グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社または日証金グループ会社の他のお客さまとが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または日証金グループ会社が不当に利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または日証金グループ会社の他のお客さまが不当に利益を得る取引

4. 具体例

当社または日証金グループ会社の業務に関するお客さまの利益を不当に害するおそれのある「対象取引」としては、以下に掲げるものおよびこれらに類する取引が考えられます。

以下では、取引例とそれに対応する管理方法を記載します。

敵対的買収事案のような競合関係または対立関係にある複数のお客さまに対し、融資を行う場合

管理方法	お客さまへの事実の開示	取引の中止	その他の方法
------	-------------	-------	--------

なお、開示につきましては、お客さまとの守秘義務との関係で開示できない場合がございますのでご注意ください。

利益相反のおそれのある取引の管理方法

適正な利益相反管理の遂行のため、当社では事務管理委員会委員長をもって利益相反管理統括者とし、事務管理委員会が対象取引の情報の一元的な収集および管理を行います。

利益相反管理統括者は、いかなる部署からも、利益相反管理に関する具体的な業務について指示を受けることはありません。

対象取引については、利益相反の該当性を判断したうえで、次に掲げる方法等によりお客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引および当該お客さまとの取引の一方または双方の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引または当該お客さまとの取引の一方を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについての適切な開示と当該お客さまの同意による方法

なお、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知を図るとともに、利益相反管理に係る運営体制について定期的に検証いたします。

「利益相反管理方針」は、当社ホームページ (<https://www.jsftb.co.jp/>) にも掲載しております。

■ 顧客保護等管理

当社では、顧客保護等管理態勢を整備、確立し、お客さまの保護および利便性の向上を図るとともに、当社業務の健全性および適切性を確保していくことを目的として「顧客保護等管理に関する基本方針」を策定し、顧客保護等管理の充実を図っております。

顧客保護等管理に関する基本方針（概要）

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従い、全ての取引または商品について適切な説明および情報提供を行います。
2. お客さまからのご意見や苦情等には、公正・迅速・誠実に対応するよう努めます。
3. お客さまに関する情報は、法令等に従い適正かつ適法な手段で取得するとともに、お客さま情報の正確性の保持および情報の流出・損失や不正アクセス等の防止に必要なかつ適切な措置の実施に努めます。
4. お客さまとの取引に関連して、当社の業務を外部に委託する場合には、お客さま情報を保護するために委託先を厳格に管理し、お客さまの保護等が適切かつ十分に行われるよう努めます。
5. 金融機関またはグループ関連会社による取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われるよう努めます。

■ 個人情報保護方針

当社は、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報（以下個人番号と特定個人情報を「特定個人情報等」といいます。）の適切な保護と取扱いに関する個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を制定し、公表いたします。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）**1. 関係法令等の遵守**

当社は、個人情報および特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令およびその他規範を遵守いたします。

2. 適正取得

当社は、お客さまの個人情報および特定個人情報等を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的

当社は、個人情報および特定個人情報等の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用いたします。

4. 安全管理措置

当社は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態で保管するよう努めるとともに、個人情報および特定個人情報等に関し、不正アクセス、紛失、改ざんおよび漏洩等の防止に努め、必要かつ適切な安全管理措置を講じてまいります。

また、個人情報および特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、個人情報および特定個人情報等の安全管理が図られるよう委託先（再委託先等も含みます。）について、適切に監督いたします。

5. 第三者提供の制限

当社は、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報を予めご本人の同意を得ることなく、第三者に提供することはいたしません。

なお、特定個人情報等につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供いたしません。

6. 継続的な改善

当社は、個人情報保護に関する管理体制および取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。また、全ての役職員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報および特定個人情報等を適切に取り扱うよう教育いたします。

7. 開示等のご請求手続

当社は、個人情報の開示、訂正および利用停止等に関するご請求につきましては、適切かつ迅速に対応いたします。

個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求手続につきましては「お問い合わせ窓口」までご連絡下さい。

8. お問い合わせへの対応

個人情報および特定個人情報等の取扱いに関するご意見、ご要望につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求手続、個人情報および特定個人情報等の取扱いに関するご意見・ご要望・お問い合わせにつきましては以下の窓口までご連絡下さい。

【お問い合わせ窓口】

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日証金信託銀行株式会社 事務管理委員会事務局
TEL 03-5642-3070

「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」は、当社ホームページ (<https://www.jsftb.co.jp/>) にも掲載しております。

■ 金融商品の販売等に係る勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）」に基づき、以下の「勧誘方針」を制定し、お客さまに金融商品の適正な勧誘を行っております。

金融商品の販売等に係る勧誘方針

当社は、社会に貢献するホールセール型金融機関を目指し、主に法人およびこれに準ずる団体を対象に、ニーズに合った金融サービスの提供に心掛けます。このような基本方針を踏まえ、当社は、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり定めます。

- ・ 当社は、お客さまの知識、経験、財産の状況などをよく把握して、適切な勧誘を行います。
- ・ 当社は、お客さまご自身の判断と責任においてお取引いただけるよう、商品内容やリスク内容等の重要事項について十分なご理解をいただけるよう努めます。
- ・ 当社は、お客さまにとって不都合な方法、不適切な時間帯などによる勧誘を一切行いません。
- ・ 当社は、お客さまに対して適切な勧誘が行えるよう日々研鑽に努めます。

「金融商品の販売等に係る勧誘方針」は、当社ホームページ (<https://www.jsftb.co.jp/>) にも掲載しております。

■ 金融円滑化管理方針

当社は、中小企業をはじめとするお客さまの経営支援等への「取組方針」を策定しております。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

1. 新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みを受けた場合には真摯に対応し、迅速な検討・回答に努めます。
2. 与信取引に関するお申込み等を謝絶する場合には、これまでの取引関係およびお客さまの知識・経験等を踏まえ、謝絶に至った理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明いたします。

中小企業の経営支援および地域活性化に関する取組状況

1. お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み、事業再生 **ADR** 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ります。
2. お客さまの事業の再生または地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当って、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ります。
3. お客さまからご依頼を受けた事業再生 **ADR** 解決事業者から事業再生 **ADR** 手続の実施について確認があった場合には、迅速な紛争解決のため、適切に対応いたします。
4. 地域経済活性化支援機構または東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込みまたは事業再生計画に従って、債権の管理または処分をすることの同意の求めに適切に対応いたします。
5. その他、金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると取締役会等において判断した事項を適切に実施いたします。

■ お客さま本位の業務運営方針

当社は、お客さまのニーズを誠実に受け止め、お客さまのために何ができるかを真剣に考え、さらなる向上を図るために、以下のとおり「お客さま本位の業務運営方針」を策定しております。

お客さま本位の業務運営方針

1. お客さまの最善の利益の追求について

当社は、信託業務をはじめとする金融サービスの担い手として自らに負託された信頼の重みを正しく自覚し、常にお客さまの立場を第一に考えた営業の徹底に努めてまいります。

具体的にはオーダーメイド型信託銀行として、お客さまの多様なニーズを丁寧にお聞きし、お客さま目線に沿った良質な商品・サービスの提案、提供に努め、お客さまの大切な財産をお守りし、お客さまの最善の利益を追求してまいります。

2. 利益相反の適切な管理について

当社は、お客さまとの取引開始時等必要の都度、委員会組織においてお客さまの取引が利益相反の対象となるか慎重に判断のうえ、当社および日証金グループ会社が提供する金融サービスにおいてお客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な管理に努めております。なお、当社は日証金グループ会社が提供する金融商品・サービスについて、手数料等報酬を受け取って販売することは行っておりません。

3. 手数料等の明確化について

お客さま目線に沿った良質な金融商品・サービスの提供には、その対価である手数料・報酬についてお客さまに十分ご理解いただく必要があります、そのことが当社への信頼に繋がると考えております。

当社は、競合する数多くの金融商品・サービスの中から当社の金融商品・サービスを納得して選択していただけるよう、積極的に手数料・報酬の情報を提供してまいります。

4. 重要な情報の分かりやすい提供について

当社は、お客さまとの取引に際し、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引目的を十分に確認のうえ、当社が提供する金融商品・サービスについて分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。また、定期的にお客さまが必要とする取引状況について適切にご報告いたします。

5. お客さまにふさわしいサービスの提供について

当社は、これまでに培ったプロフェッショナルな知識や経験をお客さまに役立てていただきたいと願っております。画一的な商品・サービスの提供にとどまらないよう、お客さまの声を誠実に受け止め、お客さまの立場に立った商品・サービスを一つひとつオーダーメイドで提供することを心掛けております。

6. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等について

当社は、お客さまのニーズに即した適切な金融商品・サービスを提供できるよう、取引開始に向けたお客さまとの面談を可能な限り記録に留め、速やかに

所属部門長および経営に報告することを徹底しております。当該記録書面により、お客さまの利益が不当に害されていないか確認することは勿論、お客さまにとって喜んでもらえる金融サービスを提案・提供しているかを組織的にモニタリングする体制を整えております。

このような取組みの中で、取引実績の多寡だけに着目するのではなく、真にお客さまの立場に立った営業が実践されているかを丁寧に評価する体制としております。

また、お客さまの最善の利益を追求できるよう、研修などを通じて従業員の専門知識の向上を図るとともに、適切なガバナンス体制を確保してまいります。

「お客さま本位の業務運営方針」は、当社ホームページ (<https://www.jsftb.co.jp/>) にも掲載しております。

■ 指定紛争解決機関

1. 一般社団法人 全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
TEL：0570-017109 または 03-5252-3772
2. 一般社団法人 信託協会
連絡先：信託相談所
TEL：0120-817335 または 03-6206-3988

■ 自己資本政策

■ 自己資本調達手段の概要

当社は、自己資本の調達を譲渡制限付の株式発行により行っております。
なお、株式は日本証券金融株式会社が 100%保有しております。

■ 自己資本の充実

自己資本の内容については、株主資本中心の構成維持を図るとともに、自己資本比率は、安定的な経営を確保するための重要な指標であるとの認識のもと、「自己資本管理方針」および「自己資本管理規程」において維持すべき水準を定め、これを上回る状態が安定的に維持できるよう努めております。

■ 自己資本の充実度に関する評価方法

自己資本の充実度に関する評価については、規制上の自己資本比率等に基づく評価と内部管理上のリスク計測手法に基づく評価の両方法によって行っております。

1. 規制上の自己資本比率等に基づく評価については、「自己資本管理方針」および「自己資本管理規程」に則り、同規程において設定した「維持すべき自己資本比率等」が安定的に維持されていることを月次で管理し、その結果を経営会議に報告しております。
2. 内部管理上のリスク計測手法に基づく評価については、信用リスク、金利リスク、オペレーショナルリスク等のリスクごとに制定した管理方針および規程等に則り、リスク量が当社全体のリスク許容限度額内で設定したリスクキャピタルの配賦額内にコントロールしていることを日次で管理するとともに、これらの統合リスク量と自己資本を対比し、自己資本の余裕が安定的に維持されていることを月次で経営会議に報告しております。

■ 自己資本比率算出に係るリスク・アセットの算出方法

リスク・アセットについては、国内基準に基づく算出方法に則り、信用リスクおよびオペレーショナルリスクの計量を適正に行い算出しております。

各リスク・アセットの算出方法は、以下のとおりです。

信用リスク・アセットに関する事項

1. 信用リスク・アセットの算出方法
信用リスク・アセットの算出方法については、「標準的手法」を適用しております。
2. 適格格付機関およびエクスポージャーの種類
当社は、以下の 5 社を適格格付機関としており、全ての格付適用エクスポージャーについて、各社の格付に見合うリスク・ウェイトによりリスク・アセッ

トを算出しております。

- (1) 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- (2) 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- (3) フィッチ・レーティングス・リミテッド (Fitch)
- (4) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- (5) S&P グローバル・レーティング (S&P)

3. リスク・ウェイトの適用方法

同種のエクスポージャーについては、適格格付機関の格付が 2 つ以上あり、それに対応するリスク・ウェイトが異なる場合には、最も小さいリスク・ウェイトから数えて 2 番目に小さいリスク・ウェイトを用いております。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応する場合には、最も小さいリスク・ウェイトを用いております。また、格付が付与されていないエクスポージャーについては、リスク・ウェイトを 100%としております。

なお、信用リスクに係る管理の方針および手続の概要につきましては、「信用リスク」をご参照ください。

信用リスク削減手法

信用リスク削減手法については、以下のとおりとしております。

1. 一定の要件を満たした適格金融資産担保付取引は、簡便手法を用いております。
2. エクスポージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用される部分は、取引先のリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用しております。
3. 株式担保は、東京証券取引所などが算出する代表的な株価指数の構成銘柄を適格金融資産担保とし、期末時点での時価をもって担保評価額としております。
4. 一定の要件を満たした保証取引は、取引先のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

証券化エクスポージャー

当社は、証券化取引については行っておりません。

オペレーショナルリスクに関する事項

オペレーショナルリスクの算出については、当社粗利益をもとに算出する「基礎的手法」を適用しております。

なお、オペレーショナルリスク管理に関する方針および手続の概要につきましては、「オペレーショナルリスク（事務リスク・システムリスク・法務リスク・有形資産リスク・人的リスク・レピュテーションリスク）」をご参照ください。

□ リスク管理の体制

当社は、経営の健全性を確保するため、「リスク管理の基本方針」を取締役会決議により策定し、その中でリスク項目ごとの基本方針等を定めております。

これに基づいてリスク管理体制を整備するとともに、各種リスクの具体的な管理方法を構築し、リスク管理部署がリスクの統合的管理を行っております。

リスク管理部署では、リスク量の測定、モニタリングおよび情報の収集・分析ならびにリスクと損益の状況を経営会議へ報告することにより、適正なリスクマネジメントの実践に努めております。

■ 信用リスク

基本方針

当社では、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスク」と定義しております。

信用リスク管理については、個別審査およびポートフォリオ管理の2つのアプローチを通じて、全ての与信取引について信用リスクを的確に把握し、リスクに見合った適正な収益の確保と損失の削減を図っております。

信用リスク管理体制

信用リスク管理体制については、信用リスクに関する基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議および投融資委員会の2つの会議体を中心に成り立っております。

1. 経営会議

経営会議では、取締役会から委任された権限の範囲内で、信用リスク管理の制度・仕組みを決定しており、信用リスク管理に関する規程を制定するとともに、信用リスクに対するリスク資本の配賦額を決定しております。

2. 投融資委員会

投融資委員会では、重要な個別与信案件の決裁やクレジットラインの設定等、投融資業務全般に関する意思決定を行っております。

3. その他

個別審査・ポートフォリオ管理に関する業務・企画運営については、フロント部署から独立したリスク管理部署が行っております。

個別審査

個別審査については、社内格付制度に基づく信用供与先の信用力評価や資金使途・返済原資等の与信案件内容の精査による適切な与信判断を通じて健全な資産の形成を行うとともに、与信期間中の信用供与先のモニタリングによる予兆管理に努めております。

4. 信用格付

信用格付については、フロント部署が信用供与先の一次格付を付与した後、リスク管理部署が最終格付を決定する体制としております。与信実行後の期中管理の一環として決算状況を速やかに反映するため、年1回の定例見直しを行うとともに、信用供与先の信用状況に変化があった場合には随時見直しを行い、信用供与先の状況を的確に把握できる体制を整備しております。

5. 自己査定

自己査定については、一次査定を行うフロント部署と二次査定を行うリスク管理部署に職責分離したうえで、保有する資産の内容を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより資産内容の実態把握に努めております。また、査定結果に基づいて適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成することで、経営の健全性を高めて財務報告に係る内部統制の向上を図っております。

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、保有する信用リスクを的確に把握し、リスクに見合った収益の獲得および経営体力に見合った適切なリスク・コントロールを実現するために、統計的な手法により全ての与信取引についてリスク量を計量しております。

1. 管理・報告

リスク量をリスク資本の配賦額内に抑制するとともに、貸出金ガイドラインを設定することにより個社別与信集中の緩和とポートフォリオの質的向上に取り組んでおり、定期的にリスクと損益の状況を経営会議に報告しております。

2. 信用リスクの計量

信用リスクの計量については、信用リスクを内包する全ての与信取引を対象に、格付遷移行列・格付別デフォルト率・業種相関係数等のデータを用いて、50万回のモンテカルロ・シミュレーションを行い、信頼区間99%、保有期間1年において被る最大貸倒損失および平均貸倒損失を算出し、最大貸倒損失から平均貸倒損失を控除した額を信用リスクと定義しております。

貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金については、「償却・引当基準」等に則り、以下のとおり計上しております。

1. 一般貸倒引当金

- (1) 正常先および要管理先を除く要注意先に対する債権に係る一般貸倒引当金については、予想損失率に基づいて今後 1 年間の予想損失額を算定（予想損失率に基づく手法）し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しております。
- (2) 要管理先に対する債権に係る一般貸倒引当金については、債権額等に応じて予想損失率に基づく方法と DCF 法による方法を併用して予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しております。

2. 個別貸倒引当金および償却

- (1) 破綻懸念先債権に対する債権に係る個別貸倒引当金

破綻懸念先債権に対する債権に係る個別貸倒引当金については、債権額等に応じて予想損失率に基づく方法、キャッシュ・フロー控除方式、DCF 法による方法、売却可能額控除方式を併用して予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しております。

- (2) 実質破綻先および破綻先に対する債権に係る個別貸倒引当金および直接償却

実質破綻先および破綻先に対する債権については、個別債務者ごとにⅢ分類とⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、個別貸倒引当金を計上するか直接償却または部分直接償却しております。

派生商品取引における取引相手の信用リスク計量

派生商品取引に伴うカウンター・パーティに対する信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

■ 市場リスク

基本方針

当社では、市場リスクを「金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク」と定義しております。

市場性取引については、多大な損失を被る可能性が内在しているという認識のもと、全ての市場リスクを的確に把握し、リスクに見合った適正な収益の確保に努めております。

市場リスク管理体制

市場リスク管理体制については、基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議および ALM 委員会の 2 つの会議体を中心に成り立っております。

1. 経営会議

経営会議では、取締役会から委任された権限の範囲内で、市場リスク管理の制度・仕組みを決定しており、市場リスク管理に関する規程を制定するとともに、市場リスクに対するリスク資本の配賦額を決定しております。

2. ALM 委員会

ALM 委員会では、市場性取引部署がオペレーション実績の報告を行うとともに、金利予測・マクロ分析等に基づいて ALM 全般に関する重要な意思決定を行っております。

3. その他

市場リスク管理に関する業務・企画運営については、市場性取引部署から独立したリスク管理部署が行っております。

市場リスク管理の方法

市場リスク管理については、リスク量をリスク資本の配賦額内に抑制するとともに、市場性取引の損失が経営体力や当社最終利益に与える影響を一定の範囲内にとどめることを目的として、損失限度管理を行っております。また、定期的にリスクと損益の状況を経営会議に報告しております。

1. 市場性取引部署における管理・報告

市場性取引部署は、経営会議で決定された方針等に基づいて、有価証券の売買やヘッジ取引を執行するとともに、オペレーション実績およびリスクと損益の状況を日次で経営およびリスク管理部署に対して報告しております。

2. リスク管理部署における管理・報告

リスク管理部署は、保有する市場リスクを的確に把握し、経営体力に見合った適切なリスク量に抑制することを目的として、統計的な手法によりリスク量を計量するとともに、定期的にリスクと損益の状況を経営会議に報告しております。

3. 金利リスクの計量

(1) 内部モデル (VaR)

金利リスク量については、データ観測期間 5 年、信頼区間 99%、保有期間 1 年を前提条件とする分散・共分散法により計量した VaR を日次で把握・管理しております。また、分散・共分散法により計量した VaR を補完する目的として、過去 20 年のデータに基づいたヒストリカルシミュレーション法による VaR および期待ショートフォールも月次で把握し、経営会議に報告しております。

(2) 健全性規制 (△EVE)

銀行勘定の金利リスク（以下「IRRBB」(*1)といいます。）については、

月次で△EVE(*2)を計量し、その最大値の自己資本額に対する比率が規制上の基準値に収まっていることを確認する「重要性テスト」を実施し、当該結果を経営会議に報告しております。

(*1) Interest Rate Risk in the Banking Book

銀行勘定のすべての金利感応資産・負債取引に係る金利リスクをいいます。

(*2)△Economic Value of Equity

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に定められた金利ショックに対する経済的価値の減少額をいいます。

■ 流動性リスク

基本方針

当社では、流動性リスクを「運用と調達期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難となる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しております。

流動性リスクが経営の存続および金融システム全体にとって最も基本的かつ重要な管理対象リスクであるという認識のもと、全ての経営戦略に先立って安定的な資金繰りの達成を目指しております。

流動性リスク管理体制

流動性リスク管理体制については、流動性リスクに関する基本的な方針を取締役会で決定するとともに、具体的な対応については平常時および緊急時に区分して行っております。

1. 平常時における管理

平常時においては、運用調達構造管理と資金運調ギャップ管理を行い、定期的に ALM 委員会、経営会議および取締役会に報告しております。

(1) 運用調達構造管理

運用調達構造管理については、運用調達の両面から流動性の評価を行うとともに、調達可能時点と金額および担保差入可能額等の流動性確保状況を把握・管理しております。

(2) 資金運調ギャップ管理

資金運調ギャップ管理については、短期調達への過度な依存および調達期日の集中等による資金繰りの不安定化を回避するため、調達力・調達環境等に基づき、資金運調ギャップに限度等を設定しております。

2. 緊急時における管理

資金繰りに影響を及ぼす事象・情報等を認識した場合は、流動性リスクの状況の把握・分析を行うとともに、流動性対策委員会において協議します。緊急時に際しては、流動性対策委員会において「流動性リスク・コンティンジェンシー・プラン」に則り、認定要素に応じた緊急レベルの認定を行うとともに、緊急レベル別対応策の実施を協議します。

■ オペレーショナルリスク

当社では、オペレーショナルリスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクおよびレピュテーションリスクの全てを含む幅広いリスクと考え、管理体制および管理方法をリスク項目ごとに定めております。

事務リスク管理体制

当社では、事務リスクを「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客さまや当社が損失を被るリスク」と定義しております。

事務リスクについては、事務処理の誤りが社会的影響を与える可能性があるとの認識のもと、事務ミス・不正行為を未然に防ぐことを目的として事務リスク管理体制を構築しております。

具体的には、事務マニュアルを整備して、事務品質の堅確化・均質化を図るとともに、内部統制の観点から事務処理過程において相互牽制が有効に機能する体制の確立を図っております。また、顕在化した事務リスクについては、「事務リスク管理の基本方針」に則り、状況の把握と原因分析、リスク極小化のための対応、再発防止策の策定を行うとともに、これら一連の対応策について経営会議に報告を行い、事務リスク管理の強化を図っております。

リスク管理の体制

システムリスク管理体制

当社では、システムリスクを「コンピュータシステムの停止や誤作動等のシステムの不備およびコンピュータが不正に使用されること等により、お客さまや当社が損失を被るリスク」と定義しております。

システムリスクを単にシステムの問題・技術的な問題として捉えるのではなく、現在および将来の経営基盤にかかわるものという認識のもと、全社的なマネジメントとして総合的なシステムリスク管理体制を構築しております。

具体的には、「システム管理規程」に則り、システムの運用・管理に係る手続きについて、システムに関するデータの機密性、完全性および可用性の確保を図るとともに、安全で円滑なシステムの運用を図っております。また、顕在化したシステムリスクについては、「システムリスク管理の基本方針」に則り、状況の把握と原因分析、リスク極小化のための対応、再発防止策の策定を行うとともに、これら一連の対応策について経営会議に報告を行い、システムリスク管理の強化を図っております。

万一の場合に備えて「業務継続規程」を制定するとともに、システム障害訓練の実施に取り組み、その充実に努めております。

法務リスク管理体制

当社では、法務リスクを「法令や契約等に反すること、不適切な契約を締結することおよびその他の法的原因により当社が損失を被るリスク」と定義しております。

法務リスクの顕在化回避、顕在化した法務リスクの極小化および顕在化した法務リスクの適切な分析と再発防止等を図ることを目的とした法務リスク管理体制を構築しております。

具体的には、「リーガルチェック実施要領」に則り、当社が提供する商品および当社が行う業務等についてのリーガルチェックの手続を定め、当社が被るおそれのある法務リスクを低減させる体制の確立を図っております。また、顕在化した法務リスクについては、「法務リスク管理の基本方針」に則り、状況の把握と原因分析、リスク極小化のための対応、再発防止策の策定を行うとともに、これら一連の対応策について経営会議への報告を行い、法務リスク管理の強化を図っております。

有形資産リスク管理体制

当社では、有形資産リスクを「自然災害、社会インフラの停止、テロ等の外部事象の発生または資産管理の瑕疵などの結果、有形資産の毀損や執務環境の質の低下などにより当社が損失を被るリスク」と定義しております。

有形資産リスクが顕在化した場合の損害は甚大なものとなる可能性があり、現在および将来の経営基盤に大きな影響を与えるという認識のもと、有形資産リスク管理体制を構築しております。

具体的には、有形資産リスクの所在・規模・性質を適時かつ的確に把握するとともに、完全に削減することは不可能であることを認識し、顕在化した場合に備えた「業務継続規程」を制定しております。また、有形資産リスクの管理状況については、「有形資産リスク管理の基本方針」に則り、定期的に有形資産リスク管理部署の担当役員に報告するとともに、経営に重大な影響を与えるまたはお客さまの利益が著しく阻害される事案については、直ちに経営会議に報告する体制を構築しております。

人的リスク管理体制

当社では、人的リスクを「人事運営上の不公平・不公正や差別的行為による人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成、不適切な就労状況・職場・安全環境等により、当社が損失を被るリスク」と定義しております。

人材は重要な経営資源であり、人的リスクの顕在化は、業務運営に大きな影響を与えるという認識のもと、人的リスク管理体制を構築しております。

具体的には、日頃から人事運営、就労状況・職場環境等の改善に努めております。また、人的リスクの管理状況については、「人的リスク管理の基本方針」に則り、定期的に人的リスク管理部署の担当役員に報告するとともに、経営に重大な影響を与える事案については、直ちに経営会議に報告する体制を構築しております。

レピュテーションリスク管理体制

当社では、レピュテーションリスクを「当社および日証金グループ企業の営業活動に関連して現実生じたリスク事象や当社および日証金グループ企業に対する否定的な風説等が報道されることなどにより当社の信用、顧客基盤、収益機会等が毀損するリスク」と定義しております。

レピュテーションリスクについては、リスク顕在化時の適切な対応が極めて重要であるという認識のもと、その所在・規模・性質を適時かつ的確に把握して適切な対応を行うべく、レピュテーションリスク管理体制を構築しております。

具体的には、レピュテーションリスクに係る情報を把握した場合は、レピュテーションリスク管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて経営会議において対応策を協議する体制を構築しております。

オペレーショナルリスクの計量方法

オペレーショナルリスクの計量については、「基礎的手法」により行っております。

当社では、このリスク量についてはリスク資本の配賦に際して自己資本から控除しております。

■ 報酬等に関する事項

■ 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

I 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲は、以下のとおりです。

1. 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

2. 「対象従業員等」の範囲

当社の従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(1) 「主要な連結子法人等」の範囲

当社には、該当する連結子法人等はありません。

(2) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、役員報酬の総額を役員数により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指しますが、当社には該当する者はありません。

(3) 「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。当社には該当する者はありません。

II 対象役職員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の総額を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

III 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2018年4月～2019年3月)	報酬等の総額
取締役会	11回	87百万円

■ 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針は定めておりません。

■ 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

区 分	人 数 (名)	報酬等の総額（百万円）						
			固定報酬の総額			変動報酬の総額		退職慰労金
				基本報酬	株式報酬型 ストック オプション		基本報酬 賞与	
対象役員 (除く社外監査役)	6	87	87	87	—	—	—	—

■ 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

■ 事業の概況

■ 金融経済環境

2018年度の日本経済は、海外の政治・経済情勢および金融資本市場の動向による影響を受けるなか、企業収益が総じて良好なもと設備投資が増加傾向を維持し、個人消費も堅調な動きが続いたことから、緩やかに回復しています。

金融市場におきましては、10年利付国債利回りは、日本銀行の長短金利操作付き量的・質的金融緩和により引き続き低位に推移し、2月以降はマイナスに転じて概ね▲0.01%～▲0.09%で推移しました。また、短期金融市場におきましては、無担保コールレート（オーバーナイト物）は▲0.02%～▲0.07%で推移しました。

株式市場におきましては、期初21,441円で始まった日経平均株価は、年央まで好調に推移し、一時24,000円台を超えましたが、その後は、米国の通商政策の影響に伴う世界経済の成長鈍化懸念などから、不安定な動きが続き、年度末には21,205円で取引を終えました。

■ 事業の経過および成果

このような金融経済環境のなか、事業の経過および2018年度の業績は以下のとおりとなりました。

I 信託業務

信託業務につきましては、当社の主力商品である顧客分別金信託（金銭信託以外の金銭の信託）および外国為替証拠金信託（特定金銭信託）の受託を推進したほか、顧客分別金信託のノウハウを活かしたクラウドファンディング払込金保全信託や入居一時金保全信託、ストラクチャード商品に係る信託であるABL（アセット・バック・ローン）信託の受託に注力しました。

また、不動産特定共同事業出資金保全信託等の新たな分野の信託商品を検討するなど、取扱商品の拡充に努めております。

これらの結果、当期末の信託財産総額は2兆1,251億円と前期比462億円の増加となりました。

内訳としましては、金銭信託以外の金銭の信託の期末残高は1兆2,040億円と前期比521億円の減少となりました。特定金銭信託は、ABL信託の受託が着実に積み上がったことから、期末残高は8,266億円と前期比865億円の増加となりました。有価証券信託は、有価証券運用信託の受託残高が増加したことから、期末残高は前期比118億円増加して944億円となりました。

金銭の信託の受託財産につきましては、委託者の指図に基づき運用を行っておりますが、日本銀行のマイナス金利政策の影響の下、当期末のコール市場での運用残高は3,950億円、銀行勘定貸の残高は7,433億円となりました。有価証券の期末残高は、堅調な受託が続くABL信託に起因する債券等の購入により前期比584億円増加し5,971億円となりました。

なお、信託財産のうち元本補てん契約のあるものはありません。

II 銀行業務

貸出業務につきましては、当社の主要取引先である証券会社に対する貸出等を中心に行っておりますが、政府向け貸出が減少したため、貸出金の当期末残高は前期比 602 億円減少し 3,649 億円となりました。

なお、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定、リスク管理部署が二次査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて償却および引当を行っております。

III 損益状況

2018 年度の損益状況につきましては、信託報酬は 8 億 17 百万円（前期比 23 百万円増）と前期に続いて過去最高を更新しました。一方で、資金運用収益や国債等債券売却益が減少したため、経常収益は 25 億 62 百万円（同 4 億 40 百万円減）となりました。

経常費用は、債券等売却に伴うヘッジ取引の解消による金融派生商品費用が減少したことから、19 億 48 百万円（同 6 億 33 百万円減）となりました。

以上の結果、当期の経常利益は 6 億 13 百万円（同 1 億 92 百万円増）、当期純利益は 5 億 38 百万円（同 1 億 72 百万円増）となりました。

IV 当社が対処すべき課題

2019 年度は第 5 次中期経営計画（2017 年度～2019 年度）の最終年度に当たりますが、引続き信託業務を中心とするビジネスモデルをさらに深化させ、金融環境の変化にも目配りしながら大手行では出来ないきめ細かな顧客ニーズに応じたサービスを提供するとともに、以下に掲げるビジネスモデルの確立を目指してまいります。

1. 証券業界向けの商品・サービス提供を中心に信託業務に注力し、その拡充を図る。
2. 銀行業務については、証券会社向け貸出をはじめとした商品・サービスを取り扱い、経営体力に見合った適切な銀行機能を発揮する。
3. 親会社と連携した金融サービスを提供することにより、証券・金融市場の健全な発展に寄与できるよう努める。

データ編 目 次

□ 主要な経営指標の推移.....	1
□ 財務諸表	2
□ 個別注記表	8
□ 主要な業務の状況を示す指標	16
□ 信託業務に関する主要な指標	27
□ 自己資本の充実の状況.....	29

□ 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

指 標	2015 年 3 月期	2016 年 3 月期	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
経 常 収 益	3,400	3,549	2,805	3,002	2,562
経 常 利 益	1,280	470	426	421	613
当 期 純 利 益	1,173	450	351	366	538
資 本 金	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
発行済株式の総数	400 千株	400 千株	400 千株	400 千株	400 千株
純 資 産 額	24,893	24,755	24,755	26,119	25,636
総 資 産 額	649,729	649,148	1,259,394	1,122,363	933,757
預 金 残 高	—	—	—	—	—
貸 出 金 残 高	55,062	136,316	176,593	425,197	364,903
有 価 証 券 残 高	560,008	380,987	332,172	237,458	142,812
自 己 資 本 比 率	85.85%	109.87%	90.74%	79.90%	79.28%
配 当 性 向	—%	—%	—%	—%	—%
従 業 員 数	37 人	36 人	37 人	37 人	37 人

(注) 従業員数は、嘱託および臨時雇用者等を含んでおりません。

信託財産の状況

(単位:百万円)

指 標	2015 年 3 月期	2016 年 3 月期	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
信 託 報 酬	546	646	707	794	817
貸 出 金 残 高 (信 託 勘 定)	—	—	—	—	—
有 価 証 券 残 高 (信 託 勘 定)	381,312	489,035	533,184	538,701	597,121
信 託 財 産 額	1,613,246	1,598,095	2,076,471	2,078,936	2,125,160

■ 財務諸表

■ 財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性について

財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性について

日証金信託銀行株式会社の 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの 2019 年ディスクロージャー誌に関して、私の知る限りにおいて下記の事項を確認いたしました。

記

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書（財務諸表等）は、全ての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、他の業務部門から独立した業務監査部による内部監査を実施し、財務諸表等の適正な開示が合理的に保証される内部統制および手続きが有効に機能していることを確認いたしました。

日証金信託銀行株式会社
取締役社長 織立 敏博

■ 財務資料に関する会計監査人の監査について

2018 年 3 月期（2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日）および 2019 年 3 月期（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日）に係る貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書については、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、当社の会計監査人である東陽監査法人の監査を受け、法令および定款に従い、会社の財産ならびに損益の状況を適正に表示していると認める監査報告書を受領しております。

■ 金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査証明は受けておりません。

■ 自己資本比率の算定に関する外部監査について

当社は、単体自己資本比率の算定に関する外部監査は受けておりません。

■ 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
(資 産 の 部)		
現 金 預 け 金	357,991	313,881
現 金	(0)	(0)
預 け 金	(357,990)	(313,880)
コ ー ル ロ ー ン	95,000	100,000
有 価 証 券	237,458	142,812
国 債	(82,612)	(92,934)
地 方 債	(9,175)	(12,448)
社 債	(145,665)	(37,424)
株 式	(4)	(4)
そ の 他 の 証 券	(1)	(1)
貸 出 金	425,197	364,903
証 書 貸 付	(424,197)	(364,703)
当 座 貸 越	(1,000)	(200)
そ の 他 資 産	6,661	9,235
前 払 費 用	(2)	(3)
未 収 収 益	(362)	(378)
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	(6,227)	(8,777)
そ の 他 の 資 産	(69)	(76)
有 形 固 定 資 産	67	66
建 物	(46)	(43)
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	(21)	(23)
無 形 固 定 資 産	139	223
ソ フ ト ウ ェ ア	(139)	(223)
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	(0)	(－)
支 払 承 諾 見 返	－	2,800
貸 倒 引 当 金	▲153	▲166
資 産 の 部 合 計	1,122,363	933,757

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
(負 債 の 部)		
コ ー ル マ ネ ー	45,000	65,000
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	62,696	69,720
借 用 金	17,500	14,000
借 入 金	(17,500)	(14,000)
信 託 勘 定 借	961,611	743,329
そ の 他 負 債	6,692	9,690
未 払 法 人 税 等	(103)	(114)
未 払 費 用	(160)	(174)
前 受 収 益	(0)	(一)
金 融 派 生 商 品	(6,390)	(9,322)
未 払 金	(33)	(73)
そ の 他 の 負 債	(4)	(5)
賞 与 引 当 金	34	41
退 職 給 付 引 当 金	91	104
繰 延 税 金 負 債	2,617	3,433
支 払 承 諾	—	2,800
負 債 の 部 合 計	1,096,243	908,120
(純 資 産 の 部)		
資 本 金	14,000	14,000
資 本 剰 余 金	3,932	3,932
資 本 準 備 金	(3,932)	(3,932)
利 益 剰 余 金	8,419	8,958
そ の 他 利 益 剰 余 金	(8,419)	(8,958)
繰 越 利 益 剰 余 金	(8,419)	(8,958)
株 主 資 本 合 計	26,352	26,891
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,157	8,068
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	▲6,390	▲9,322
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	▲233	▲1,254
純 資 産 の 部 合 計	26,119	25,636
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,122,363	933,757

■ 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
経 常 収 益	3,002	2,562
信 託 報 酬	794	817
資 金 運 用 収 益	1,443	1,415
貸 出 金 利 息	(105)	(68)
有 価 証 券 利 息 配 当 金	(1,075)	(1,043)
コ ー ル ロ ー ン 利 息	(▲65)	(▲27)
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	(1)	(一)
預 け 金 利 息	(330)	(335)
そ の 他 の 受 入 利 息	(▲3)	(▲3)
役 務 取 引 等 収 益	7	7
そ の 他 の 役 務 収 益	(7)	(7)
そ の 他 業 務 収 益	734	298
国 債 等 債 券 売 却 益	(727)	(298)
そ の 他 の 業 務 収 益	(6)	(一)
そ の 他 経 常 収 益	23	23
償 却 債 権 取 立 益	(21)	(22)
そ の 他 の 経 常 収 益	(1)	(1)
経 常 費 用	2,581	1,948
資 金 調 達 費 用	820	700
コ ー ル マ ネ ー 利 息	(▲34)	(▲114)
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	(8)	(9)
借 用 金 利 息	(▲1)	(▲2)
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	(830)	(800)
そ の 他 の 支 払 利 息	(17)	(8)
役 務 取 引 等 費 用	26	37
そ の 他 の 役 務 費 用	(26)	(37)
そ の 他 業 務 費 用	761	205
国 債 等 債 券 売 却 損	(49)	(0)
金 融 派 生 商 品 費 用	(712)	(205)
営 業 経 費	931	991
そ の 他 経 常 費 用	41	12
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	(41)	(12)
そ の 他 の 経 常 費 用	(0)	(0)
経 常 利 益	421	613
税 引 前 当 期 純 利 益	421	613
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	85	102
法 人 税 等 調 整 額	▲30	▲27
法 人 税 等 合 計	55	75
当 期 純 利 益	366	538

財務諸表

■ 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

(単位:百万円)

2018年3月期	株主資本					株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計	
				繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	14,000	3,932	3,932	8,053	8,053	25,986
当 期 変 動 額	—	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	366	366	366
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	366	366	366
当 期 末 残 高	14,000	3,932	3,932	8,419	8,419	26,352

(単位:百万円)

2018年3月期	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	5,999	▲7,230	▲1,230	24,755
当 期 変 動 額	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	366
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	157	839	997	997
当 期 変 動 額 合 計	157	839	997	1,363
当 期 末 残 高	6,157	▲6,390	▲233	26,119

(単位:百万円)

2019年3月期	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計	
				繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	14,000	3,932	3,932	8,419	8,419	26,352
当 期 変 動 額	—	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	538	538	538
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	538	538	538
当 期 末 残 高	14,000	3,932	3,932	8,958	8,958	26,891

(単位:百万円)

2019年3月期	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	6,157	▲6,390	▲233	26,119
当 期 変 動 額	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	538
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,910	▲2,931	▲1,021	▲1,021
当 期 変 動 額 合 計	1,910	▲2,931	▲1,021	▲482
当 期 末 残 高	8,068	▲9,322	▲1,254	25,636

■キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 純 利 益	421	613
減 価 償 却 費	84	78
貸倒引当金の増減(▲)	▲176	12
賞与引当金の増減(▲)	1	7
退職給付引当金の増減(▲)	11	12
資 金 運 用 収 益	▲1,443	▲1,415
資 金 調 達 費 用	820	700
有価証券関係損益(▲)	▲358	▲35
固定資産除却損益(▲)	5	0
貸出金等の純増(▲)減	▲248,604	60,294
借入金等の純増減(▲)	1,500	▲3,500
コールローン等の純増(▲)減	▲62,000	▲5,000
コールマネー等の純増減(▲)	2,700	20,000
債券貸借取引受入担保金等の純増減(▲)	▲8,338	7,023
信託勘定借の純増減(▲)	▲133,443	▲218,281
資 金 運 用 に よ る 収 入	1,458	1,403
資 金 調 達 に よ る 支 出	▲824	▲685
そ の 他	920	▲2,507
小 計	▲447,265	▲141,276
法人税等の支払額	▲70	▲96
営業活動によるキャッシュ・フロー	▲447,335	▲141,373
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲133,402	▲38,524
有価証券の売却による収入	228,702	135,959
固定資産の取得による支出	▲20	▲171
投資活動によるキャッシュ・フロー	95,279	97,263
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増加減少額(▲)	▲352,056	▲44,109
現金及び現金同等物の期首残高	710,047	357,991
現金及び現金同等物の期末残高	357,991	313,881

5. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「金融商品に関する会計基準」等に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象である債券の相場変動とヘッジ手段である金利スワップ取引の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして行っております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税額等は、当事業年度の費用に計上しております。

■ 注記事項

貸借対照表関係

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 125,984 百万円

貸出金 360,834 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 15,000 百万円

債券貸借取引受入担保金 69,720 百万円

この他、信託業法第 11 条に規定する供託金として、現金 25 百万円を差し入れております。

2. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,300 百万円であります。また、これらの契約はすべて原契約期間が 1 年以内であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当社が実行申込を受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

3. 関係会社に対する金銭債権総額 41 百万円

4. 関係会社に対する金銭債務総額 6,241 百万円

5. 有形固定資産の減価償却累計額 129 百万円

6. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

個別注記表

損益計算書関係

1. 関係会社との取引による収益
資金運用取引による収益総額 0 百万円
役務取引等に係る収益総額 71 百万円
2. 関係会社との取引による費用
資金調達取引による費用総額 1 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額 50 百万円
3. 関連当事者との取引に関する事項
開示該当事項はありません。

株主資本等変動計算書関係

当社の発行済株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
発行済株式	400	—	—	400	
普通株式	400	—	—	400	
合 計	400	—	—	400	

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の銀行業務においては、貸出等の与信業務および資金証券業務を行っております。資金証券業務においては、有価証券の運用業務として国債、地方債、公社公団債、政府保証債などを中心とした安全性・流動性の高い商品を対象とし、運用しております。また資金調達につきましては、信託勘定から振替わった信託勘定借による調達が大宗を占めております。

これらの業務に関しましては、各々の業務に係るリスクのモニタリングを行うとともに、金利等の変動による不利な影響が生じないよう資産および負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として入札方式による中央政府向け貸出およびシンジケート・ローン等による事業法人向け貸出ならびに ALM 金利シナリオに沿った、国債、地方債、公社公団債、政府保証債などを中心とした安全性・流動性の高い有価証券投資であります。

貸出金につきましては、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに、有価証券については、発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

またコールマネー、借入金等の調達は、一定の環境下で当社が市場を利用できなくなる場合等の流動性リスクに晒されております。

当社は金利リスクコントロール（ALM）の一環として、固定金利の貸出金・債券・借入金をヘッジ対象とする金利スワップ取引を実施しております。ALM 目的として保有するデリバティブ取引はヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象である資産・負債との対応状況が適切であるか、またヘッジ手段によりヘッジ対象の金利リスクが減殺されているか、その有効性を定期的に検証しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、経営の健全性を確保するために、リスク管理体制の整備・強化を重要課題と位置付けており、取締役会で「リスク管理の基本方針」を策定し、その中でリスクごとの基本方針等を定めております。これに基づき、各種リスクの具体的な管理方法の制定および管理体制を整備し、リスク統括部がリスクの統合的管理を行っております。

リスク統括部は、リスクの測定およびモニタリング、情報の収集・分析ならびにリスク状

況の経営会議等への報告等を行うことにより、適正なリスクマネジメントの実践に努めております。

信用リスクの管理

当社の信用リスク管理体制は、信用リスクに関する基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議および投融资委員会の2つの会議体を中心に成り立っております。当社の信用リスク管理の方針として、個別審査およびポートフォリオ管理の2つのアプローチを通じてすべての与信取引について信用リスクを的確に把握し、リスクに見合った適正な引当の計上と収益の確保、損失発生抑制を図っております。

信用リスク量は、信頼区間99%、保有期間1年、業種相関を考慮した標準正規乱数50万回のモンテカルロシミュレーション法により計量したVaRを日次で把握、管理するとともに、これを補完することを目的として月次で様々なストレステストによるリスク指標を把握、管理することで与信額上位先（業種等）の信用度悪化時の対応にも努めております。

市場リスクの管理

当社の市場リスク管理体制は、基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議およびALM委員会の2つの会議体を中心に成り立っております。市場リスク管理の方針として、リスク量をリスクキャピタルの配賦額限度内にコントロールするとともに、損失が経営体力および期間収益に与える影響を一定の範囲内にとどめるべく、損失限度管理およびロスカットルールによる管理を行っております。

※市場リスクに係る定量的情報

当社は、すべての資産・負債を対象として市場リスク額（金利リスク、価格変動リスク）の算定を行っておりますが、主な対象リスクは金利リスクであります。

市場リスク量は、信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年で分散・共分散法により計量したVaRを日次で把握、管理するとともに、これを補完することを目的として月次で過去20年の市場データに基づいたヒストリカルシミュレーション法により計量したVaRおよび期待ショートフォールも把握・活用しております。

2019年3月31日現在、当社全体の市場リスク量は4,674百万円であります。計測モデルの正確性を検証するためにバックテストを実施しておりますが、2018年度において当該結果がVaRを超えた回数は0回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の市場変動を基礎として統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、想定を超える市場変動が発生する状況でのリスクは捕捉できない場合があります。このため、上述のヒストリカルシミュレーション法により計量した信頼区間99%を超えたリスク量や様々なストレステストによるリスク指標を把握、管理することで市場急変時の対応にも努めております。

流動性リスクの管理

当社の流動性リスク管理体制は、流動性リスクに関する基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議およびALM委員会の2つの会議体を中心に成り立っており、対応についての具体的な枠組みは、平常時および緊急時に区分しております。流動性リスクの方針において、流動性リスクが経営の存続および金融システム全体にとって最も基本的かつ重要な管理対象リスクであるという認識の下、すべての経営戦略に先立って安定的な資金繰りの達成を目的としております。

(4) 金融商品の時価に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる条件等によった場合には当該価額が異なることもあります。

個別注記表

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現 金 預 け 金	313,881	313,881	—
コールローン（※1）	99,883	99,883	—
有 価 証 券	142,807	143,051	244
貸 出 金	364,903		
貸倒引当金（※1）	△6		
貸 出 金 計	364,896	364,896	—
金融商品等差入担保金	8,777	8,777	—
資 産 計	930,245	930,489	244
コ ー ル マ ネ ー	65,000	65,000	—
債券貸借取引受入担保金	69,720	69,720	—
借 用 金	14,000	14,000	—
信 託 勘 定 借	743,329	743,329	—
負 債 計	892,050	892,050	—
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(9,322)	(9,322)	—
デリバティブ取引計	(9,322)	(9,322)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

なお、コールローンについては、重要性が乏しいため、貸借対照表上額から直接減額しております。

（※2）デリバティブの取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金、コールローン、金融商品等差入担保金

すべて短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

債券等は、業界団体等から入手した価格をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券関係」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また固定金利によるものは、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) コールマネー、債券貸借取引受入担保金、信託勘定借

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金は、変動金利であり短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きな変動はないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、店頭取引による金利スワップであり、割引現在価値により算定した価額によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている資産および負債と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	4
出 資 金	1
合 計	5

(注 3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	1 0 年 超
現 金 預 け 金	313,881	—	—	—
コ ー ル ロ ー ン	100,000	—	—	—
有 価 証 券 (満期保有目的の債券)	—	—	—	1,513
(その他有価証券のうち 満期があるもの)	21,304	28,568	—	91,421
貸 出 金	346,595	18,307	—	—
金融商品等差入担保金	8,777	—	—	—
合 計	790,558	46,875	—	92,934

(注 4) 借入金およびその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	1 0 年 超
コ ー ル マ ネ ー	65,000	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	69,720	—	—	—
借 用 金	11,000	—	—	3,000
信 託 勘 定 借	743,329	—	—	—
合 計	889,050	—	—	3,000

個別注記表

有価証券関係

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,513	1,758	244
	小 計	1,513	1,758	244
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		1,513	1,758	244

*時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	125,961	114,332	11,629
	（ 国 債 ）	91,421	79,837	11,583
	（ 地 方 債 ）	10,688	10,676	11
	（ 社 債 ）	23,852	23,818	33
	そ の 他	4,002	4,000	2
	小 計	129,964	118,332	11,631
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	15,332	15,334	△2
	（ 国 債 ）	—	—	—
	（ 地 方 債 ）	1,760	1,760	△0
	（ 社 債 ）	13,571	13,574	△2
	そ の 他	—	—	—
	小 計	15,332	15,334	△2
合 計		145,296	133,667	11,629

*時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	4
出 資 金	1
合 計	5

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	125,657	298	△0
（ 国 債 ）	4,418	261	—
（ 地 方 債 ）	605	0	—
（ 社 債 ）	120,633	37	△0
合 計	125,657	298	△0

税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	50
賞与引当金	12
退職給付引当金	31
税務上の繰越欠損金	120
繰延ヘッジ損益	2,854
その他	30
繰延税金資産小計	3,100
(評価性引当額)	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(※2)	▲80
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	▲2,892
評価性引当額小計(※1)	▲2,973
繰延税金資産合計	127
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	▲3,560
繰延税金負債合計	▲3,560
繰延税金資産（負債）の純額	▲3,433

(※1) スワップの評価損の増加による繰延ヘッジ損益の増加

(※2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	120	—	120
評価性引当額	—	—	▲80	—	▲80
繰延税金資産	—	—	39	—	39

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

1株当たり情報

1株当たりの純資産額	64,092円28銭
1株当たりの当期純利益金額	1,345円81銭

主要な業務の状況を示す指標

■ 主要な業務の状況を示す指標

当社は、国際業務を設けておりませんので、国内業務部門のみの指標となっております。

部門別損益の内訳

(単位:百万円)

種 類	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
資 金 運 用 収 支	623	714
役 務 取 引 等 収 支	775	787
そ の 他 業 務 収 支	▲27	92
業 務 粗 利 益	1,371	1,594

業務粗利益率

種 類	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
業 務 粗 利 益 率	0.11%	0.14%

利益率

指 標	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
総資産経常利益率	0.03%	0.05%
資 本 経 常 利 益 率	1.61%	2.31%
総資産当期純利益率	0.03%	0.04%
資 本 当 期 純 利 益 率	1.40%	2.03%

■ 資金運用収支の内訳

資金運用勘定

(単位:百万円)

種 類	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
平 均 残 高	1,195,315	1,115,498
利 息	1,443	1,415
受 取 利 息 増 減	▲35	▲28
利 回 り	0.12%	0.12%

資金調達勘定

(単位:百万円)

種 類	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
平 均 残 高	1,167,262	1,090,690
利 息	820	700
支 払 利 息 増 減	▲9	▲119
利 回 り	0.06%	0.06%

総資金利ざや

	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
総 資 金 利 ざ や	▲0.01%	▲0.02%

■ 預金に関する指標

預金・譲渡性預金の平均残高

残高はございません。

定期預金の残存期間別残高

残高はございません。

主要な業務の状況を示す指標

■ 貸出金等に関する指標

貸出金の科目別平均残高

(単位:百万円)

種 類	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
手 形 貸 付	27	—
証 書 貸 付	273,343	431,191
当 座 貸 越	190	100
合 計	273,561	431,292

貸出金の担保種類別残高

(単位:百万円)

受 入 担 保 の 種 類	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
不 動 産	650	—
保 証	689	789
信 用	423,858	364,114
合 計	425,197	364,903

貸出金の使途別残高

(単位:百万円)

区 分	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
設 備 資 金	689	689
運 転 資 金	424,508	364,214
合 計	425,197	364,903

貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

期 間	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
1 年 以 下	387,135	364,595
1 年 超 3 年 以 下	37,373	17,618
3 年 超 5 年 以 下	689	689
5 年 超 7 年 以 下	—	—
7 年 超	—	—
期間の定めのないもの	—	—
合 計	425,197	364,903
う ち 固 定 金 利		
1 年 以 下	—	—
1 年 超 3 年 以 下	34,573	16,818
3 年 超 5 年 以 下	689	689
5 年 超 7 年 以 下	—	—
7 年 超	—	—
期間の定めのないもの	—	—
う ち 変 動 金 利		
1 年 以 下	—	—
1 年 超 3 年 以 下	2,800	800
3 年 超 5 年 以 下	—	—
5 年 超 7 年 以 下	—	—
7 年 超	—	—
期間の定めのないもの	—	—

残存期間 1 年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

中小企業に対する貸出金の残高および総額に占める割合

(単位:百万円)

	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
中小企業等貸出金残高(A)	2,189	889
貸 出 金 総 額 (B)	425,197	364,903
比 率 (A) / (B)	0.51%	0.24%

主要な業務の状況を示す指標

貸出金の業種別残高および総額に占める割合

(単位:百万円)

業 種	2018 年 3 月 末		2019 年 3 月 末	
	貸出金残高	構 成 比 %	貸出金残高	構 成 比 %
製 造 業	4,800	(1.12)	2,000	(0.54)
運 輸 業	1,769	(0.41)	1,069	(0.29)
卸 売 業	800	(0.18)	800	(0.21)
金 融 ・ 保 険 業	1,650	(0.38)	200	(0.05)
不 動 産 業	500	(0.11)	—	(—)
物 品 賃 貸 業	800	(0.18)	—	(—)
中 央 政 府 (政府保証含む)	414,877	(97.57)	360,834	(98.88)
合 計	425,197	(100.00)	364,903	(100.00)

特定海外債権残高の 5%以上を占める国別の残高

・ 該当ありません。

預貸率

・ 該当ありません。

預証率

・ 該当ありません。

■ リスク管理債権残高

・ 該当ありません。

■ 金融再生法に基づく資産査定額

(単位:億円)

債 権 の 区 分	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
正 常 債 権	4,252	3,677
合 計	4,252	3,677

■ 貸倒引当金残高および期中増減額

(単位:百万円)

貸 倒 引 当 金	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
一 般 貸 倒 引 当 金	153	166
(前 期 末 比 増 減)	(43)	(12)
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—
(前 期 末 比 増 減)	(▲219)	—
合 計	153	166

■ 貸出金償却額

・ 該当ありません。

主要な業務の状況を示す指標

■ 有価証券に関する指標

有価証券の種類別残高

(単位:百万円)

種 類	2018 年 3 月 末	2019 年 3 月 末
国 債	82,612	92,934
地 方 債	9,175	12,448
短 期 社 債	—	—
社 債	145,665	37,424
株 式	4	4
その他の有価証券	1	1
合 計	237,458	142,812

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

種 類	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
国 債	89,456	74,290
地 方 債	9,378	12,051
短 期 社 債	1,260	—
社 債	222,367	61,520
株 式	4	4
その他の有価証券	1	1
合 計	322,467	147,867

商品有価証券

・ 当社は期中において商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	残 存 期 間	2018年3月末	2019年3月末
国 債	1 年 以 下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	1 0 年 超	82,612	92,934
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	82,612	92,934
地 方 債	1 年 以 下	1,103	5,870
	1 年超 3 年以下	8,072	6,577
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	1 0 年 超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	9,175	12,448
短期社債	1 年 以 下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	1 0 年 超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	—	—
社 債	1 年 以 下	21,011	15,433
	1 年超 3 年以下	124,654	21,990
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	1 0 年 超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	145,665	37,424
株 式	1 年 以 下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	1 0 年 超	—	—
	期間の定めのないもの	4	4
	小 計	4	4
その他の 有価証券	1 年 以 下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	1 0 年 超	—	—
	期間の定めのないもの	1	1
	小 計	1	1
合 計		237,458	142,812

主要な業務の状況を示す指標

■ 有価証券の時価情報

売買目的有価証券

・該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		2018年3月末	2019年3月末
国 債	貸借対照表計上額	1,514	1,513
	時 価	1,723	1,758
	差 額	208	244
	う ち 益	208	244
	う ち 損	—	—
合 計	貸借対照表計上額	1,514	1,513
	時 価	1,723	1,758
	差 額	208	244
	う ち 益	208	244
	う ち 損	—	—

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	2018年3月末	2019年3月末
非 上 場 株 式	4	4
出 資 証 券	1	1
合 計	5	5

※当項目につきましては、注記事項にございます有価証券関係をご参照下さい。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類			2018年3月末	2019年3月末
債 券	国 債	取 得 原 価	72,252	79,837
		貸借対照表計上額	81,098	91,421
		評 価 差 額	8,845	11,583
		評 価 差 額 益	8,845	11,583
		評 価 差 額 損	—	—
	地方債	取 得 原 価	9,155	12,436
		貸借対照表計上額	9,175	12,448
		評 価 差 額	19	11
		評 価 差 額 益	20	11
		評 価 差 額 損	▲1	▲0
	短 期 社 債	取 得 原 価	—	—
		貸借対照表計上額	—	—
		評 価 差 額	—	—
		評 価 差 額 益	—	—
		評 価 差 額 損	—	—
	社 債	取 得 原 価	145,656	37,392
		貸借対照表計上額	145,665	37,424
		評 価 差 額	8	31
		評 価 差 額 益	61	33
		評 価 差 額 損	▲52	▲2
	そ の 他	取 得 原 価	4,000	4,000
		貸借対照表計上額	4,001	4,002
		評 価 差 額	1	2
		評 価 差 額 益	1	2
		評 価 差 額 損	—	—
合 計		取 得 原 価	231,065	133,667
		貸借対照表計上額	239,940	145,296
		評 価 差 額	8,875	11,629
		評 価 差 額 益	8,929	11,631
		評 価 差 額 損	▲54	▲2

※貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

金銭の信託の保有目的別内訳

・該当ありません。

主要な業務の状況を示す指標

■ デリバティブ取引情報

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

当社はヘッジを目的とした金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額または契約において定められた元本相当額および時価ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	種 類	主なヘッジ 対 象	2018 年 3 月 末			2019 年 3 月 末		
			契 約 額 等	う ち 1 年 超	時 価	契 約 額 等	う ち 1 年 超	時 価
原則的 処理方法	金利スワップ	有価証券	72,000	72,000	▲6,390	80,000	80,000	▲9,322
	受取変動・ 支 払 固 定		72,000	72,000	▲6,390	80,000	80,000	▲9,322
合 計			72,000	72,000	▲6,390	80,000	80,000	▲9,322

(注)

- 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
- 時価の算定
割引現在価値により算定した価額によっております。
- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている資産および負債と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。
(詳細は個別注記表「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項」をご覧ください。)

信託業務に関する主要な指標

信託財産残高表

(単位：百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
(資産の部)		
有価証券	538,701	597,121
(国債)	(347,900)	(286,575)
(地方債)	(3,768)	(22,759)
(社債)	(62,676)	(77,388)
(外国証券)	(124,355)	(210,397)
受託有価証券	80,385	88,410
その他債権	487	797
コールローン	218,000	395,000
銀行勘定貸	961,611	743,329
現金預け金	279,751	300,501
合計	2,078,936	2,125,160
(負債の部)		
特定金銭信託	740,096	826,667
金銭信託以外の金銭の信託	1,256,231	1,204,070
有価証券の信託	82,609	94,422
包括信託	—	—
合計	2,078,936	2,125,160

- ・ 当社は、元本補てん契約のある信託、年金信託、財産形成給付信託および貸付信託の取扱残高はございません。
- ・ 次頁にて、金銭信託の受託状況を表示しております。

信託業務に関する主要な指標

■ 金銭信託の受託状況

信託期間別の元本残高

(単位：百万円)

期 間	2018年3月末	2019年3月末
1 年 未 満	10	3
1 年以上 2 年未満	5	9
2 年以上 5 年未満	14	15
5 年 以 上	20	135
そ の 他 の も の	284,022	305,197
合 計	284,073	305,360

貸出金および有価証券による運用状況

(単位：百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
貸 出 金	—	—
有 価 証 券	460,422	521,934
合 計	460,422	521,934

有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
国 債	269,621	211,388
地 方 債	3,768	22,759
社 債	62,676	77,388
外 国 証 券	124,355	210,397
合 計	460,422	521,934

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

バーゼルⅢ 項 目	2018年3月末	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	26,352	
うち、資本金及び資本剰余金の額	17,932	
うち、利益剰余金の額	8,419	
うち、自己株式の額（△）	—	
うち、社外流出予定額（△）	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	153	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	153	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	26,505	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	111	27
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	111	27
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	7	1
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項 目	2018年3月末	
		経過措置による不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	119	

自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	26,386	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	30,606	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	29	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	27	
うち、繰延税金資産	1	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,416	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	33,022	

自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	79.90%	

(単位：百万円)

バーゼルⅢ 項 目	2019年3月末	
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	26,891	
うち、資本金及び資本剰余金の額	17,932	
うち、利益剰余金の額	8,958	
うち、自己株式の額（△）	—	
うち、社外流出予定額（△）	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	166	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	166	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

パーゼルⅢ	2019年3月末
項 目	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,057

コア資本に係る調整項目	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	223
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	223
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	4
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	228

自己資本	
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	26,828
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	31,136
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,699
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	33,836

自己資本比率	
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	79.28%

自己資本の充実の状況

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額

■ 標準的手法

(単位:百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
貸 出 金	171	63
有 価 証 券	227	287
そ の 他	825	895
合 計	1,224	1,245

証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の額

・ 該当ありません。

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

■ 基礎的手法

(単位:百万円)

2018年3月末	2019年3月末
96	107

単体自己資本比率および単体基本的項目比率

	2018年3月末	2019年3月末
単体自己資本比率	79.90%	79.28%
単体基本的項目比率	—	—
コア資本比率	80.26%	79.96%

※コア資本比率＝コア資本に係る基礎項目の額÷リスク・アセット等の額の合計額

単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

2018年3月末	2019年3月末
1,320	1,353

■ 信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

・ 地域別、業種別、残存期間別

(単位：百万円)

2018年3月末		合 計	貸 出 金	有 価 証 券	コミットメント等	そ の 他
地域別・業種別	製 造 業	4,800	4,800	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,424	—	1,424	—	—
	情報通信業	2	—	—	—	2
	運 輸 業	4,786	1,771	3,015	—	—
	卸 売 業	800	800	—	—	—
	金融・保険業	203,513	1,650	23,491	82,227	96,144
	不 動 産 業	537	500	—	—	37
	物 品 賃 貸 業	800	800	—	—	—
	教育・学習支援業	3,200	—	3,200	—	—
	中 央 政 府 等	969,680	414,878	201,684	—	353,117
	そ の 他	206	—	5	—	201
	国 内 合 計	1,189,751	425,201	232,820	82,227	449,502
残存期間別	1 年 以 内	944,665	387,139	26,352	81,670	449,502
	1 年超～3 年以内	170,173	37,373	132,695	105	—
	3 年超～5 年以内	690	689	—	1	—
	5 年 超	74,217	—	73,767	450	—
	期 限 な し	5	—	5	—	—
	合 計	1,189,751	425,201	232,820	82,227	449,502

(単位：百万円)

2019年3月末		合 計	貸 出 金	有 価 証 券	コミットメント等	そ の 他
地域別・業種別	製 造 業	2,000	2,000	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,750	—	3,750	—	—
	情報通信業	3	—	—	—	3
	運 輸 業	7,425	1,070	6,355	—	—
	卸 売 業	800	800	—	—	—
	金融・保険業	133,468	200	24,349	8,210	100,708
	不 動 産 業	37	—	—	—	37
	物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
	教育・学習支援業	3,000	—	3,000	—	—
	中 央 政 府 等	768,132	360,834	97,985	—	309,312
	そ の 他	214	—	5	—	209
	国 内 合 計	918,831	364,904	135,445	8,210	410,270
残存期間別	1 年 以 内	790,063	346,597	25,552	7,644	410,269
	1 年超～3 年以内	46,223	17,618	28,537	67	0
	3 年超～5 年以内	690	689	—	1	0
	5 年 超	81,849	—	81,351	498	0
	期 限 な し	5	—	5	—	—
	合 計	918,831	364,904	135,445	8,210	410,270

自己資本の充実の状況

三ヶ月以上延滞エクスポージャーまたはデフォルトしたエクスポージャー等の
期末残高

・該当ありません。

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

・当項目につきましては、「貸倒引当金残高および期中増減額」をご参照
下さい。

個別貸倒引当金の地域別、業種別の内訳

■地域別、業種別

(単位:百万円)

2018年3月末	期首残高	期中増減額	期末残高
製造業	219	▲219	—
業種別合計	219	▲219	—
国内合計	219	▲219	—

(単位:百万円)

2019年3月末	期首残高	期中増減額	期末残高
製造業	—	—	—
業種別合計	—	—	—
国内合計	—	—	—

貸出金償却額

・該当ありません。

自己資本の充実の状況

標準的手法が適用されるエクスポージャーの状況

・リスク・ウェイトの区分別信用リスク削減効果勘案後の残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	2018年3月末		2019年3月末	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	1,047,378	—	768,132
10%	—	10,373	—	15,435
20%	9,403	113,129	2,220	125,570
50%	9,222	—	7,217	—
100%	—	245	—	254
資 本 控 除	—	—	—	—

■ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
適格金融資産担保	77,696	84,720

保証等が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
保 証	689	789

自己資本の充実の状況

■ 派生商品取引等の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出方法

カレント・エクスポージャー方式

(単位:百万円)

	2018年3月末		
	正の値のグロス 再構築コストの額	グロスの アドオンの額	与信相当額
グロスの額（信用リスク削減 手法の効果勘案前）	529	1,390	1,920
派生商品取引	529	1,390	1,920
金利関連取引	529	1,390	1,920
一括精算ネッティング契約 による与信相当額削減効果	▲529	▲834	▲1,364
ネットの額（信用リスク削減 手法の効果勘案前）			556
担保（適格金融資産担保）の額			—
現金			—
ネットの額（信用リスク削減 手法の効果勘案後）			556

(単位:百万円)

	2019年3月末		
	正の値のグロス 再構築コストの額	グロスの アドオンの額	与信相当額
グロスの額（信用リスク削減 手法の効果勘案前）	263	1,416	1,680
派生商品取引	263	1,416	1,680
金利関連取引	263	1,416	1,680
一括精算ネッティング契約 による与信相当額削減効果	▲263	▲849	▲1,113
ネットの額（信用リスク削減 手法の効果勘案前）			566
担保（適格金融資産担保）の額			—
現金			—
ネットの額（信用リスク削減 手法の効果勘案後）			566

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

・ 該当ありません。

■ 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
上場株式等エクスポージャー	—	—
上記以外の株式等エクスポージャー	5	5

株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

・ 該当ありません。

貸借対照表で認識し、損益計算書で認識されない評価損益の額

・ 該当ありません。

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

・ 該当ありません。

■ 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

- ・ 標準的金利ショックによる試算
- ・ 保有期間: 1 年
- ・ 観測期間: 5 年
- ・ 金利ショック幅: 99 パーセンタイル値

(単位:百万円)

経済価値変化	2018年3月末
金利上昇時	▲1,550
金利下降時	1,810

自己資本の充実の状況

■ 金利リスクに関する事項

(1) 内部モデル

(単位:百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
VaR	4,209	4,674

2018年度においてバックテストの結果が VaR を超えた回数は 0 回であり、使用する計量モデルは十分な精度により金利リスクを捕捉しているものと考えております。

(2) 健全性規制

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末
1	上方パラレルシフト	2,463	—	—	—
2	下方パラレルシフト	▲2,463	—	—	—
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,463	—	—	—
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	26,828		—	

